



ひろがれ まわれ 一つ心に

MORIOKA
ROTARY CLUB WEEKLY

第10回例会(9月29日)
平成29年10月6日発行

クラブ事務所 岩手県盛岡市菜園1丁目10
川徳デパート内
例会場 同上 TEL 019(651)1111(代)
例会日 毎週金曜日12時30分~
<http://www.morioka-rc.jp/>

会長 飯塚 肇
幹事会 場星 克彦
報伴亨
クラブ事務局 TEL 019(653)5682
FAX 019(653)5622

RI会長テーマ ROTARY: MAKING A DIFFERENCE.「ロータリー:変化をもたらす」… イアン H.S. ライズリー
盛岡RC会長テーマ — もう一度、奉仕 —…飯塚 肇



新入会員卓話

『自社株式の評価』

大和証券(株) 盛岡支店長
丸山 大君

大和証券の丸山と申します。常日頃から大変お世話になります。ありがとうございます。この4月に盛岡に転勤してまいりまして、本日は新入会員の卓話のお時間をいただいております。

飯塚会長のテーマである「もう一度、奉仕」をベースに日頃考えていることを少し述べさせていただきます。お手元の資料は自社株式の評価についてですが、のちほどこの資料の内容をご説明致します。

私は「奉仕の精神」と「備えよ常に」と言う言葉が好きです。

人はなくなる最後の時に、息を吸い込んでなくなるそうですが、何事も吸い込み続けることは良くない。適度に吐き出さないと生きている事にはならないと聞いております。そのような意味では、奉仕をして、ため込んだものを適度に吐き出すことが生きて行くにためには重要だと私も考えます。

さて、奉仕と言ふことでは私ども証券業界がみなさまのお役にたてることがあります。

例えば、今回政府が保有する日本郵政さんの株式の売り出しが行われましたが、投資家の皆様から集めた資金が東日本大震災の復興のための財源となり、再び東北地域の沿岸部に投下される。投資家様には当面3.8%程度の配当が支払われ、将来値上がりしている可能性がある。そして、岩手県に復興の資金が入ってくる。このような生きたお金の使い道の手助けをすることが証券業界の出来る奉仕であると考えております。

「備えよ常に」とは、日頃から相場の反転・景

気の反転・自然災害などに備えることです。

最近の地球の環境の変動に備えることは大変です。100年に一度のことが多発しており、その損害も甚大です。話しが少しそれますが、地球環境の変化のバランスと相場での損益のバランスが似ています。ゼロサムと言う考え方があるので複数の人が相互に影響しあう状況の中で、全員の利得の総和が常にゼロになること、またはその状況をゼロサムと言うのですが、地球の環境が変化して、例えば夏の気温が大きく上昇する地域が発生すると同時に、真夏に大雪になる地域が出てバランスを取る。相場においては、誰かの利益は誰かの損で埋め合わされバランスを取っている。地球環境の変化のバランスと相場の損益のバランスはゼロサムと言う点で似ています。

今、世界の名目GDPの金額と、世界の株式の時価総額が一致してきており、実物経済とペーパーの価値が同じなんて買われすぎだろうとの議論があります。日経平均を見ていると感じないのですが、海外の株式は順調に上昇しております。日本株については、海外投資家が2015年6月頃から累計で約7兆円程度売却しており、その理由が、日本株は世界の景気敏感株であり、「いつか世界景気が後退したら」に備えている点と、企業業績が為替に左右されることを嫌っていることのようです。日本株の過熱感はないのですが、相場はそろそろ終了と一部の海外投資家は考えているようです。

ただし海外の投資家は日本株を売り放しかと言

うと、そうではなくて買っている銘柄もあります。海外の投資家はどんな環境でも利益を出し続けることが出来る日本株については買い続けており、株価もこの2年半で2倍程度まで上昇している銘柄群もあります。また、最近は相場が売られると日本銀行さんが株を買ってくれます。前場に100円以上の下落、金融政策決定会合がある日などは、後場から700億円程度の日本株を買付けしており、海外投資家の売りを吸収しています。今後も金融政策に変更がなければ、日本株は需給面で下がりにくい状況が継続すると考えます。

ただ、来年はアメリカのFRB議長も日本銀行の総裁も交代の時期になります。アメリカも日本も金融政策のトップを政治家が決めます。新しいトップの登場を控え「金利の正常化」に備える必要があるかもしれません。いつまでもあると思うな、「親と〇〇」でありまして、この金利の低い時に地元の金融機関さんからお金を借りておく、「備えよ常に」です。

金融市場の動向については、日本単独の材料で決まる話はほとんどなくて、それは政治・経済についても同様です。日本は重要なことがらについて、アメリカに相談なしに決めるることはできません。アメリカの国益に関わる重要事項に照らし合わせて、日本の政策も決まりますので、アメリカを中心としたグローバル政策が金融市場の動向に影響を与えます。そのため、残念ながら日本単独の材料で決まる話はほとんどありません。

話は少しそれますが、人類最古の学問はアストロジーと言われています。天体の動きと人間の活動を関連づけてみる学問ですが、それによると世界の景気は来年の今頃が最高潮であるとの見通しがあり、また、人類の軍事的緊張感は来年いっぱい続くとの分析があります。

今日は最終的に未公開会社の株の評価についてお話をします。

お配りした資料の自社株式の評価についての1ページ目、取引相場のない株式の評価の見直しをご参照下さい。今年の1月より未公開会社の株式の相続税の評価方法が変更になりました。主な変更点を赤で記しております。

まず、未公開会社の株式の評価方法についてですが、株式の取得者が会社に対する経営支配権を有するかどうかによって、その評価方式が異なります。支配権のない者が取得した株式は配当還元方式で評価します。

支配権を有する者の取得については、規模に応

じて評価方式がことなり、原則的な評価方式は類似業種比準方式、純資産額方式、そして類似と純資産の併用方式があります。そして、類似業種比準方式とは、事業内容が類似する上場企業の株価・配当・利益・簿価純資産をベースに自社株式を評価するのですが、相続税評価を行う際のこの類似業種比準方式の見直しが行われました。

- (イ) 比較の対象となる類似業種の上場会社の株価について、現行に課税時期の属する月以前2年間の平均を加えるとあります。別添資料の両面印刷されている類似業種比準額計算上の業種目及び業種目別株価等ですが、建設業の欄の上段と下段に2種類の数字が記載されており、上段が各月の株価、下段が変更となった課税時期の属する月以前2年間の平均株価です。2つの株価のうち低い方を選択できることが出来るようになりました。
- (ロ) 比較対象となる類似業種の上場会社の配当金、利益、簿価純資産額について、連結決算を反映させることになりました。資料1ページ目の算式の中のカッコの※2の部分が変更点です。
- (ハ) 比較対象となる類似業種の上場会社の配当金、利益、簿価純資産額の比重について1:1:1とする。利益の比重が3から1へ変更になり、分母も5から3へ変更となりました。

会社規模の区分の判定については、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大するということになり、ページは3ページの会社規模の判定について(改正後)に飛びますが、類似業種比準価格を100%使える大会社の判定基準の従業員数が100人以上から70人以上に適用範囲が拡大され、赤く記載された部分が適用範囲の拡大された変更点です。

2ページ目の相続税評価額について(改正後)同族間の相続・贈与・譲渡株式に戻っていただき、改正後の相続税評価額についてですが、類似業種比準額方式については、算式の左に有利選択できる株価が追加とありますが、2年間の平均株価を加えて有利選択できるようになりました。また、算式の分母が5から3へ変更され、配当金、利益、簿価純資産の比率が1:1:1となり、算式右側の斟酌率は変わらず大会社70%、中会社60%、小会社50%です。

つづきまして、左下の箱の純資産額方式は時

価評価した資産から負債を引き、含み益の37%を控除したものが純資産価額となります。

右下の適用割合は大会社の類似の割合が100%で、中会社以下は類似と純資産価格方式との組み合わせとなります。類似の割合が高いほど相対的に評価を引き下げることが出来ます。

次に再び3ページの会社規模の判定について(改正後)に行きますが、原則的評価方式が適用される場合には、その株式の発行会社の規模に応じて評価方式が異なります。と記載がありますが、原則的評価とは、繰り返しになりますが、類似業種比準方式・純資産価格方式・その併用となり、それ以外は特例的評価方式となり配当還元方式の株価評価となります。支配権のないものが取得した株式については配当還元方式で評価することになります。

原則的評価方式は規模により評価方法がことなり、規模は①従業員数、②総資産価額、③取引金額によって大・中・小に区分されます。

従業員が70人以上いる場合には大会社に該当しますが、70人未満の場合は(1)従業員数を加味した総資産基準と(2)取引金額基準のいずれか大きい方で判断されます。

次に4ページ目は自社株承継対策体系図ですが、相続税を減らすには、自社株式の評価を引き下げることが有効で、類似業種比準価格の引き下げ、純資産価格の引き下げあたりが有効な対策と考えます。ちなみに、最近は親族が会社を引き継ぐ割合は4割程度に減少しており、岩手県における社長の平均年齢が61歳、全国平均は59歳、岩手県の後継者不在率は65.4%で、全国平均と同じ数値です。

5ページ目は利益変動による株価のシミュレーションです。同じ法人であっても、直前期の利益の状況により相続税評価額は大きく変化します。事業承継や相続の対策を検討するにあたり、自社株の評価の変動幅を把握することは非常に重要です。

モデルケースは、純資産10億(簿価・相続税評価)、総資産10億、売上13億、従業員数35名、会社規模中会社の(大)、業種は建設業、同族会社に該当し、土地保有などの特定の評価会社には該当せず、新設会社に該当せず、無配当の会社です。

まず、この会社の規模が中会社の(大)なので、2ページ目にあるように評価は類似の割合が9割で純資産の割合が1割で評価をします。相続税の評価は類似業種比準価格次第で上昇も下落もしま

す。類似の株価を下げるこ^トが相続税の評価を下げるこ^トに直結します。なお、右はしの3期連続の赤字にした場合、比準要素1の会社となります。

比準要素1の会社とは、①1株配当、②1株利益、③1株純資産の3つの類似業種比準要素のうち2要素がゼロで、かつ直前々期末を基準とする場合においても2比準要素以上がゼロである会社を指します。

今、この会社が継続的に無配当で1株配当がゼロ、3期連続赤字で1株利益もゼロということでは比準要素1の会社に該当します。この場合の株式の評価は類似の割合が25%と純資産の割合が75%を足したものと純資産10億とを比較して低い方を選択する方法をとり7億8,900万の相続税の評価となります。このケースでは、直前期に利益が出ている3つのケースと比較して、相続税の評価が2.5倍程度に跳ね上がっており、注意が必要です。

このページのポイントは類似業種比準株価を下げるこ^トが相続税の評価を下げるこ^トができるが連続赤字と連続無配当の2つ同時にやると相続税の評価が上がるこ^トなので注意をするとこ^トです。

6ページは会社の規模の違いによる株価への影響ですが、A社の前提条件は従業員数3人、純資産10億(簿価・相続税法上の評価共に)、総資産10億、利益0.5億(毎期)、売上3億、業種は製造業、特定会社に該当せず、同族会社に該当、新設会社に該当せず、配当は実施せず。B社は従業員数100人、純資産10億(簿価・相続税法上の評価共に)、総資産10億、利益0.5億(毎期)、売上3億、業種は製造業、特定会社に該当せず、同族会社に該当、新設会社に該当せず、配当は実施せず。A社とB社は従業員数以外は同じ数値の会社である前提条件となっております。

A社は会社規模が中の中での類似業種比準価額方式の適用の割合であるLの割合が75%、相続税の評価は4億7,700万円。B社は会社規模が大会社で類似業種比準価額方式の適用割合が100%で相続税評価は3億5,300万円です。

今回、会社規模の区分判定の適用範囲が1月1日より拡大したので、大会社の判定を受けて類似100%の評価で相続税評価が引き下がる対象の会社が増えると思いますが、このモデルケースでは会社規模の違いが生じただけで相続税が1億2,000万円異なります。

7ページは自社株評価を引き下げる要素につい

て記していますが、事業承継にあたり、企業オーナーの相続財産の大半が自社株式であることが少なくありません。自社株式の評価により、相続財産の金額が概ね決まってしまいます。

各評価方式での評価引き下げ要素ですが、

① 業種区分の変更による類似業種採用株価の低下

② 自社の配当金の減少

③ 自社の利益金額の低下

④ 自社の簿価純資産額の低下

などが自社株の評価を引き下げる要素です。うまい具合に、自社で販売している商品の割合を変えることが出来れば、業種区分の変更による、類似の引き下げが可能になります。

純資産価額の引き下げについては

① 総資産価額の減少

② 負債金額の相対的増加

などが自社株の評価を下げる要素です。

配当還元価額の引き下げについては

① 配当金の減少が評価を引き下げる要素となります。

8ページ目は簡易株価算定サービスについてのご案内です。奉仕と言うことで、無料でご案内出来るものを最後に用意致しました。株価の評価はすぐに出来ますますので、ご要望があればお気軽にお声がけ下さい。

最後に、株式投資と言う点で、今、岩手銀行さんをはじめ、地元の金融機関さんの株価が安くなっており、高い配当利回りもあり、将来金利が正常化されれば、株価は上昇をはじめると考えますので、銀行株の買いや銀行融資を受けることをおすすめします。「いつまでもあると思うな親と〇〇」であります。

本日はご清聴、まことにありがとうございました。

例会報告

第10回例会 平成29年9月29日(金)

12時30分 開会点鐘

- ・司会 西島光茂副会長
- ・ロータリーソング それでこそロータリー
- ・会長報告 西島光茂副会長
- ・入会祝 大内 敦君。

- ・誕生日 長谷川 桂君。
- ・幹事報告 星 克彦幹事
- ・委員会報告 RI2520地区ガバナー エレクト事務所 吉江信博代表幹事より2018-2019年度ガバナーとなる田中堯史ガバナーエレクトの今後の仕事についての説明および協力の依頼があった。

【ニコニコ BOX】

◆田中堯史君…「内地で盛岡が一番寒いのか？」と札幌の友人から電話がありました。もう氷点下のお知らせです。テレビでは盛岡と盛岡・藤川、二つの表示がありました。今までそういう表示がなかったと思うのですが、盛岡の全部が冷蔵庫の中になるという訳ではないという事なんでしょうね。

出席報告

会員数/75名

出席数/44名

出席率/62.5%

前々回/休会

プログラムのお知らせ

- ・10月6日(金) 会員卓話 伴 亨会員「人の話を聞くということ」
- 13日(金) ゲスト卓話 長澤聖浩様（紫波町文化財調査員）
- 20日(金) 第2回クラブアッセンブリー
- 26日(木) 秋の懇親会（27日例会変更）



●本号編集担当 / 伴 亨